備考

1　「申請者（家屋取得（予定）者）」、「家屋取得日（予定日）」、「取得（予定）の家屋番号及び所在地」、「耐震改修工事開始予定日」、「申請年月日」、「正式な申請が困難な理由」の欄は、この申請書の申請をする者が記載することとし、「※受付欄」以下は、申請を受けた建築事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが記載すること。

2　「申請者（家屋取得（予定）者）」の「住所」及び「氏名」の欄には、この申請書の申請をする者の住所及び氏名をこの申請書を作成する日の現況により記載すること。

3　「家屋取得日（予定日）」の欄には、この申請書の申請をする者が当該家屋を取得する（予定）の年月日を記載すること。

4　「取得（予定）の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在地のみを記載すること。

5　「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月日を記載すること。

6　「申請年月日」の欄には、申請を行った年月日を記載すること。

7　「正式な申請が困難な理由」の欄は、当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合に記載することとし、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載するとともに、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載すること。

8　申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合

(1)「申請を受けた建築士」の欄には、申請を受けた建築士について、次により記載すること。

①　「氏名」及び「住所」の欄には、建築士法第５条の２の規定により届出を行った氏名及び住所を記載するものとする。

②　「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、申請を受けた建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第３条から第３条の３までに規定する建築物に該当するものとする。

③　「登録番号」の欄には、申請を受けた建築士について建築士法第５条の２の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。

④　「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、申請を受けた建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第５条第１項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

(2)「申請を受けた建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の３第１項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。

(3)「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。

9　申請を受けた者が指定確認検査機関の場合

(1)「申請を受けた指定確認検査機関」の欄には、申請を受けた指定確認検査機関について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第 77 条の 18 第１項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。

(2)「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。

10　申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合

(1)「申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、申請を受けた登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第 10 条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第７条第１項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。

(2)「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。

11　申請を受けた者が住宅瑕疵担保責任保険法人の場合

(1)「申請を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、申請を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

①　「名称」及び「住所」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第１項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 18 条第２項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。

②　「指定年月日」の欄には、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第１項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

(2)「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。